

令和5年度第2回 理事会議事録

1 日 時 令和6年2月2日（金） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長（読谷村長）	石 嶺 傳 實
副理事長（金武町長）	仲 間 一
副理事長（多良間村長）	伊良皆 光 夫
理 事（大宜味村長）	友 寄 景 善
理 事（本部町長）	平 良 武 康
理 事（宜野湾市長）	松 川 正 則
理 事（与那原町長）	照 屋 勉
理 事（南風原町長）	赤 嶺 正 之
常務理事（国保連合会）	高 良 昌 英
副理事長（那覇市長）	知 念 覚（書面出席）
理 事（北中城村長）	比 嘉 孝 則（書面出席）
理 事（南城市長）	古 謝 景 春（書面出席）
理 事（医師国保組合）	安 里 哲 好（書面出席）

事 務 局 大城事務局長、古堅事務局長、稲嶺事務局長、奥原総務課長、川満企画電算課長、植木保険者支援課長、喜友名審査課長、岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

4 議 題

（専決報告事項）

- 専決報告第2号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 専決報告第3号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第4号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について
- 専決報告第5号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第6号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について

（議決事項）

- 議案第16号 沖縄県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

- 議案第 17 号 沖縄県国民健康保険団体連合会国保及び後期基盤システム運用管理負担金徴収規則の制定について
- 議案第 18 号 沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第 19 号 沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部改正について
- 議案第 20 号 沖縄県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理事業業務規則の一部改正について
- 議案第 21 号 沖縄県国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止について
- 議案第 22 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理規程の一部改正について
- 議案第 23 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事務共同処理規則の一部改正について
- 議案第 24 号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について
- 議案第 25 号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正について
- 議案第 26 号 沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査委員会規程の一部改正について
- 議案第 27 号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
- 議案第 28 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 29 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 30 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 31 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 32 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議案第 33 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 34 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 35 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 36 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について

- 議案第 37 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算
について
- 議案第 38 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別
会計歳入歳出予算について
- 議案第 39 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関
係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 40 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保
健指導等関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 41 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務
特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 42 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係
業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 43 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審
査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 44 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳
入歳出予算について
- 議案第 45 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会第 2 回通常総会の招集
について

司 会

みなさま、こんにちは。本日の司会を務めます総務課総務係長の「佐藤 多希子」です。よろしくお願いいたします。会議を始めます前に、配付資料を確認します。本日の資料は、4点でございます。

- まず、①「令和5年度第2回 理事会議案書」、
次に、②「資料1 令和5年度第2回 理事会提出議案説明資料」
③「資料2 新会館建築計画について」
④「資料3 令和5年度第2回理事会への近況報告」です。

不足があればお申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは、ただいまより「令和5年度第2回理事会」を開催いたします。

本日の出席状況は、理事出席が9名、書面出席が4名となっております。よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月22日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。また、書面出席の4名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。石嶺理事長よろしくお願いいたします。

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

みなさん、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより、令和5年度第2回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人は、大宜味村の友寄景善村長 と宜野湾市の松川正則市長 をお願いいたします。本日の議案は、専決報告事項5件、議決事項30件です。

それでは、議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第2号から第6号までを一括議題とします。

それでは事務局から説明してください。

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。

これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

それでは、議案書1頁をお開きください。専決報告第2号は国保の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「5億2,266万9千円」増額し、補正後の予算総額を

「51億3,871万6千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が延長されたことに伴う補正です。

稲嶺
事務局次長

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。

次に、4頁をお開きください。専決報告第3号は、一般会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「16億6,009万4千円」増額し、補正後の予算総額を「79億8,617万5千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり、沖縄県より「沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業」を受託するためと、医療費助成事業の請求件数及び現物給付費が当初見込みを上回ったための補正です。

次に、8頁をお開きください。

専決報告第4号の改正は、下にありますとおり、「国及び県の人勤に基づき、給料表及び勤勉手当基礎額に乘じる率の改正」で、勤勉手当基礎額に乘じる率を、9頁の第1条により、令和5年12月は「100分の97.5」から「100分の107.5」へ、14頁をお開きください。第2条により、令和6年4月以降は「100分の107.5」から「100分の102.5」へ改めました。

古堅
事務局次長

次に、15頁をご覧ください。

専決報告第5号は、介護保険事業における業務勘定の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「5,234万円」増額し、補正後の予算総額を「4億3,898万1千円」としました。補正の理由は、下にありますとおり、主治医意見書作成料の取扱件数が当初見込みを上回ったための補正です。

次に、18頁をお開きください。

専決報告第6号は、後期高齢者医療の診療報酬支払勘定の補正です。

第1条のとおり、予算の総額に「21億6,034万1千円」増額し、補正後の予算総額を「1,511億126万5千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり、後期高齢者医療における高額療養費が当初見込みを上回ったための補正です。

なお、専決報告第2号から第6号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項並びに本会専決規程第4条第1項第13号の規定に基づき、専決処分としました。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

それではお諮りします。専決報告第2号から第6号まで、承認することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの5件は承認されました。ただいま、ご承認いただいたうち、専決報告第4号を除く4件は総会報告事項となりますので、総会へ提出します。

次は、議決事項の審議に入ります。議案第16号から第23号までを一括議題とします。事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

21頁をお開きください。

議案第16号の改正は、後期高齢者医療広域連合からの受託事務において、システム運用管理にかかる負担金を徴するための改正です。

古堅
事務局次長

23頁をお開きください。

議案第17号の規則の制定は、国の施策によりクラウド化される国保総合システム、レセプトオンライン請求システム、後期高齢者医療審査支払システムの運用にかかる経費に充てるための制定です。

25頁をお開きください。

議案第18号の改正は、「診療報酬審査支払特別会計の業務勘定において、歳入及び歳出の区分を追加、削除するため」の改正です。

稲嶺
事務局次長

27頁をお開きください。

議案第19号の改正は、「国の施策によりクラウド化される、国保データベース（KDB）システムの運用経費の額及び算出方法を改定するため」の改正です。

29頁をお開きください。

議案第20号の改正は、国保情報DB3.0システムの分担金を改定するための改正です。

33頁をお開きください。

議案第21号の規則の廃止は、令和6年4月を以って退職者医療制度が廃止になることに伴う本会規則の廃止です。

古堅
事務局次長

35頁をお開きください。

議案第22号の改正は、介護サービス苦情処理業務にかかる費用を市町村等に求めるための改正です。

37頁をお開きください。

議案第23号の改正は、手数料の請求方法の変更及び負担金額を改定するための改正です。

以上、よろしく申し上げます。

大城
事務局長

理事長、よろしいでしょうか。
事務局長の「大城 博之」です。

只今、事務局から説明いたしました議案第16号から20号までは、国の施策によりクラウド化される国保総合システム等に係る運用負担金等を令和6年度から徴するための改正ですが、この負担金の徴収につきましては、令和4年7月5日開催の「令和4年度第1回理事会」において、各保険者に十分説明するよう理事の方から発言がありました。

これを受けて、国保担当課長が集まる「県国保運営連携会議」「各地区国保協議会」「本会の国保事業推進幹事会」に加えWebでの会議、特に理事である皆様の担当部長・課長へは直接出向いて説明を行い、ご理解をいただいたものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく願いします。

< 進行の声あり >

お諮りします。議案第16号から第23号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの8件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第24号から第26号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

39頁をお開きください。

議案第24号の改正は、「年次休暇の付与基準日を変更し、年次休暇を管理しやすくするため」及び「年次休暇における時間単位取得を明文化するため」の改正です。

42頁をお開きください。

議案第25号の改正は、人事評価制度の導入に伴い、育児休業者の復職時調整を見直すための改正です。

古堅
事務局次長

44頁をお開きください。

次に、議案第26号の改正は、国民健康保険法第88条の改正に伴い、審査委員会組織の委員数を見直すための改正です。以上、よろしく願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく願いします。

< 進行の声あり >

お諮りします。議案第24号から第26号までは理事会議決事項となっています。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの3件は承認されました。次は、議案第27号を議題とします。事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

46頁をお開きください。

議案第27号は、「新会館建築準備資金積立金規則第4条に基づき、新会館建築準備資金を積立てるために本年度の積立額及び各会計配分額を決めるため」のものです。

47頁にありますとおり、本年度は「9,500万円」を積立てます。なお、この新会館建築準備資金積立金の上限額は6億7,000万円と定めておりますので、今回の積立により、約27.8%の積立率となります。

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

＜ 進行の声あり ＞

お諮りします。議案第27号は、承認することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第28号から第34号を一括議題とします。

事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

48頁をお開きください。

議案第28号は、一般会計の補正です。

第1条のとおり、予算の総額に「1,900万円」増額し、補正後の予算総額を「80億517万5千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり、「新会館建築のための積立金を、新会館建築準備資金積立金規則に基づき積立てるための補正」及び「決算剰余見込み額を、財政積立金へ積立てるための補正」です。

52頁をお開きください。

この議案第29号から議案第33号までの補正は、5つの特別会計の補正となりますが、これらの補正理由は、下の補正の理由にありますとおり、それぞれの特別会計において「国の通知に基づき、財政調整積立資産、ICT積立資産及び減価償却引当資産を積立てるための補正」です。

。まず、議案第29号は、「国保」業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「1,400万円」増額し、補正後の予算総額を「18億280万2千円」としました。

55頁をお開きください。

議案第30号は、「後期」業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「3,221万2千円」増額し、補正後の予算総額を「8億5,607万7千円」としました。

58頁をお開きください。

議案第31号は、「特定健診」業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「48万円」増額し、補正後の予算総額を「1億5,925万1千円」としました。

61頁をお開きください。

議案第32号は、「介護」業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「1,015万8千円」増額し、補正後の予算総額を「4億4,913万9千円」としました。

64頁をお開きください。

議案第33号は、「障害者総合支援」業務勘定の補正で、歳出のみの補正となり、補正後の予算総額に変更はありません。

以上が、積立金に関する補正となります。

67頁をお開きください。

議案第34号は、駐車場管理特別会計の補正です。歳出のみの補正となり、補正後の予算総額に変更はありません。

補正の理由は、下にありますとおり、「一般会計より借入れた、駐車場の初期整備費用を返済するための補正」です。

以上、よろしく願います。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく願います。

< 進行の声あり >

お諮りします。議案第28号から第34号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの7件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第35号を議題とします。事務局から説明してください。

大城
事務局長

それでは、70頁をお開きください。

議案第35号の「令和6年度事業計画」ですが、71頁の「I 事業基本方針」の下線部分を読み上げて説明と致します。

国民健康保険制度は、少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により一層厳しさを増しています。

国においては、令和6年12月にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入に伴う従来の健康保険証の廃止、全国医療情報プラットフォームの創設及び電子カルテ情報の標準化等に向けて取り組むこととされました。

都道府県をはじめとする保険者では、「第4期医療費適正化計画」「第3期データヘルス計画」に基づく取り組みが実施されます。介護・障害においては、保険給付の円滑な実施のため「第9期介護保険事業計画」や「第3期障害福祉計画」に基づく取り組みが実施されます。

本会の財政状況については、社会保険の適用拡大等による国保被保険者の減少の影響により、審査支払手数料の収入が減少するなど、本会の事業運営にも影響を及ぼしています。さらには、次期国保総合システム等のクラウド環境下における運用に多額の費用負担を求められることから、依然として厳しい財政運営が続く状況にあります。

そのような状況下において、国保総合システムの安定稼働による業務の円滑な実施及び国保情報集約システム、オンライン資格確認システム等、各種システム間の連携及び関係機関と相互に連携を図りながら、審査支払事業の更なる充実に取り組みます。

また、IT化の推進による診療報酬審査の精緻化、レセプトデータ分析の充実による保険者データヘルス計画の支援、介護予防を見据えた壮年期の生活習慣病予防及び高齢者のフレイル予防等の支援を積極的に実施します。

72頁をお開きください。

このような基本方針に基づき、保険者の負託に応えるべく事業を実施します。

各事業につきましては、主なものを73頁の「IIの事業計画」で、各担当課長からご説明します。

奥原
総務課長

総務課の「奥原 葉子」です。

それでは、73頁をご覧ください。

1番の「本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)理事会、(3)監事会及び(4)の国保事業推進幹事会を定期的に開催します。また、(5)の独立監査人による監査は、決算監査と期中監査を(6)の部内監査は毎月実施します。

続いて2番は、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動を行っ

ていきます。

植木
保険者支援
課長

保険者支援課の「植木 覚」です。

3番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で（1）の各種研修会の開催、74頁をお開きいただき、（2）の各地区国保協議会、都市国保研究協議会への参加と①から③の助成金の交付を実施します。

4番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、（1）から（3）の事業を実施します。

75頁をご覧ください。

5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援するため、（1）から（5）の事業を実施します。特に（5）の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進では、③の後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、市町村を支援いたします。

喜友名
審査課長

審査課の「喜友名 均」です。

6の「診療報酬審査事業」では、療養担当規則、診療報酬点数表等に基づく適正な審査及び審査基準の統一並びに画面審査による効率的で公平・公正な審査を行うため、（1）「国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査業務の実施」について、引き続き適正な審査に努めます。（2）審査事務共助の充実・強化については、職員の審査事務共助能力の向上と国保総合システム等を活用した事務点検の強化に引き続き取り組みます。また、（3）診療報酬改定の対応については、改定内容を把握して的確に対応いたします。

岸本
業務管理課長

業務管理課長の「岸本 奈々枝」です。

76頁をお開きください。

7番の「診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済業務をはじめとする（1）から（11）の業務を実施します。

なお、（11）の「新型コロナウイルスワクチン接種費用決済業務」については、令和6年3月接種の4月受付分をもって本会処理を終了いたします。

川満
企画電算課長

企画電算課長の「川満 達也」です。

次に、8番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」ですが、保険者に共通する事務を一元的に処理するとともに、事務の合理化を図るため、(1)から(6)までの業務を実施します。

77頁をご覧ください。

9番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を支援することを目的に、システムを管理・運用するため、(1)から(3)の事業を実施します。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課長の「翁長 明広」です。

10「介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに、介護サービス苦情処理業務の的確な対応及び広報活動などにより、事業の円滑な運営を行うため、(1)から(11)の事業を実施します。特に(10)「介護保険審査支払システムの機器更改」では、令和7年5月のシステム本番稼働が円滑に行えるよう準備いたします。そして(11)「介護給付費等の報酬改定」では、3年毎に行われる報酬改定に伴う対応を行います。

次に、11「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施するとともに、共同処理事業により市町村業務の軽減を図るため、(1)から(6)の事業を実施します。特に(5)「障害者総合支援システムの機器更改」及び(6)「障害介護給付費等の報酬改定」では、介護保険と同様の対応を行います。

植木
保険者支援
課長

78頁をお開きください。

12番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に市町村が実施する母子保健事業を支援するため、(1)の審査支払業務を実施します。

川満
企画電算課長

次に、13番の医療費助成事業では、こどもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1)から(3)の事業を実施して、市町村の医療費助成事業助成金の自動償還払い事務、現物給付事務を支援します。

奥原
総務課長

次に14番の「県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的とした県との連携事業として、(1)から(3)の事業を実施します。

続いて15番の「新会館建築に関すること」では、(1)新会館建築基本構想・基本計画を策定して参ります。

この件については、後ほど報告事項でご説明いたします。
以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく願いします。
＜ 進行の声あり ＞

お諮りいたします。議案第35号は、承認することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第36号から第44号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

それでは、79頁をご覧ください。
議案第36号 令和6年度財産の処分ですが、80頁をお開きいただき、1の財政積立金「1,000万円」の処分は、健康啓発事業の経費に充当するための処分です。

2の財政調整基金積立資産と81頁の3のICT積立資産の処分は、国税庁の通知に基づき、単年度実費弁償方式で経理するため、令和5年度に積み立てた資産の全額を取崩すための処分です。

4の減価償却積立引当資産（1）～82頁（4）までの処分は、各事業で使用するシステム機器更改等の経費に充てるための処分です。

大城
事務局長

次に、議案第37号「一般会計歳入歳出予算について」から議案第44号「駐車場管理特別会計」についてですが、これからの説明は、資料1「理事会説明資料」により、ご説明します。

説明資料の1頁をお開きください。

会計別予算説明の前に「令和6年度 予算の総括」について、ご説明します。この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。

一番下の全体額をご覧ください。令和6年度予算総額は「約5,135億円」で令和5年度より「約293億円」増となっています。

2頁をご覧ください。

1は、「支払勘定の状況」を再掲したものですが、国保、後期高齢者医療の診療報酬、介護給付費、障害介護給付費の増などにより診療報酬関係全体は「約4,995億円」となっています。

2の「事業費の中で支払勘定要素の予算の状況」では、1の一般会計において、医療費助成事業の現物給付費の件数が増えたことなどによ

り、28億9,381万円増の「約107億円」となります。

次に、3の「実質の事務・管理費の状況」では、次期国保総合システムの機器購入及び導入作業等が不要になったことなどにより、3,397万円減の「約32億円」となります。以上が令和6年度予算の概要です。

次に、各会計の予算については、担当課長よりご説明いたします。

奥原
総務課長

それでは、3頁をお開きください。議案第37号から第44号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第37号の歳入2款 手数料は、医療費助成事業の取扱件数の増による増額、4款 県支出金は、沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業の受託に伴う増額、7款 医療費助成事業受入金は、歳入2款と同様の理由による増額です。

次に4頁をご覧ください。歳出3款 事業費は、歳入4款と同様の理由による増額、4款 積立金は、減価償却引当資産を積立てるための増額、5款 諸支出金は、特別会計へ補填するための繰出金が縮小したことによる減額、6款 医療費助成事業費は歳入7款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「97億1,417万3千円」で、前年度より「33億8,809万2千円」の増額となっています。

喜友名
審査課長

5頁をお開きください。

議案第38号「業務勘定」の歳入では、1款 手数料は、新型コロナワクチン接種費用決済業務が令和6年4月受付分で終了することによる減額及び次期国保情報集約システムのクラウド化による運用経費等の軽減による減額。2款 分担金及び負担金は、新設する国民健康保険基盤システム運用管理負担金を受入れることによる増額。7款 繰入金は、本会独自システムの機器更改及び次期国保総合システムの開発負担金の支払いが終了したことによる減額、9款 諸収入は、令和5年度に行った保険者分の次期国保総合システム業務用端末購入費の受入れが不要となることによる減額です。

次に6頁をご覧ください。

歳出1款 総務費は、次期国保総合システム等の導入が完了したことに伴う機器購入経費の減額及び歳入1款と同様の理由による減額。5款 事業費は、歳出1款と同様の理由及び次期国保情報集約システムの運用経費の軽減による減額。6款 積立金は、ICT 積立資産を国保総合システム運用負担金等へ充当すること及び手数料収入の減により積立額上限額が減となるための減額です。

以上のとおり予算総額は、「13億4,560万9千円」で、前年度より「4億4,284万2千円」の減額となっています。

岸本
業務管理
課長

7頁をお開きください。

「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、「1,269億5,517万2千円」で、前年度に対し1.24%の増となります。

次に「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、「40億9,709万9千円」で前年度に対し11.24%の減となります。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、「10億7,221万4千円」で、前年度に対し11.14%の減となります。

喜友名
審査課長

8頁をご覧ください。

議案第39号、「業務勘定」の歳入では、1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、2款 負担金は、新設する後期高齢者医療基盤システム運用管理負担金を受入れることによる増額、5款 繰入金は、一般会計からの繰入金の減及び次期国保総合システム開発負担金が終了したための減額、歳出では、1款 総務費は、次期国保総合システム等の導入が完了したことに伴う機器購入経費の減額、4款 事業費は、歳出1款と同様の理由による減額、6款 諸支出金は、国保中央会負担金の増による増額です。

以上のとおり予算総額は、「7億7,839万2千円」で、前年度より「4,547万3千円」の減額となっています。

岸本
業務管理
課長

続いて、9頁をお開きください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、「1,616億2,157万3千円」で、前年度に対し8.51%の増となります。

次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、「11億3,873万2千円」で、前年度に対し14.20%の増となります。

植木
保険者支援
課長

10頁をご覧ください。

議案第40号の「業務勘定」の歳入ですが、

1款 負担金は、国保中央会負担金KDB分の増による増額、6款 繰入金は、特定健診等システム開発負担金に充てるための増額です。

続いて歳出1款 総務費は、KDBシステムのクラウド化に伴う機器保守料の減等による減額、2款 積立金は、減価償却積立引当資産及び財政調整基金積立資産等へ積み立てるための増額、3款 諸支出金は、国保中央会負担金の増による増額です。

以上のとおり予算総額は、「1億6,848万2千円」で、前年度より

「1,139万1千円」の増額となっております。

次に「支払勘定」は、歳入歳出ともに、「12億7,927万3千円」で、前年度に対し24.15%の増となります。

翁長
介護福祉
課長

続いて11頁をお開きください。

議案第41号の「業務勘定」の歳入ですが、1款 手数料は、取扱件数の増による増額、5款 主治医意見書料受入金は、委託件数の増による増額、8款 繰入金は、介護保険審査支払システム機器更改による増額です。次に、歳出1款 総務費は、歳入8款と同様の理由による増額、5款 主治医意見書料支出金は、歳入5款と同様の理由による増額、7款 積立金は、歳入8款と同様の理由による増額、8款 諸支出金は、消費税納付金及び一般会計繰出し金の減による減額です。

以上のとおり予算総額は、「4億8,075万1千円」で、前年度より「9,411万円」の増額となっています。

続いて12頁をご覧ください。

「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「1,238億8,871万7千円」で、前年度に対し「4.47%」の増となります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出ともに「26億1,280万9千円」で、前年度に対し「2.69%」の減となります。

13頁をお開きください。

議案第42号の「業務勘定」の歳入ですが、1款 手数料は、取扱件数の増による増額、3款 繰入金は、障害者総合支援審査支払システム機器更改による増額です。次に、歳出1款 総務費は、歳入3款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「1億6,554万2千円」で、前年度より「2,062万円」の増額となっています。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、「769億1,262万1千円」で、前年度に対し「10.53%」の増となります。

植木
保険者支援
課長

14頁の議案第43号をご覧ください。

歳入1款 健康診査費受入金は、前年度予算に対し11.18%の減となっております。続いて歳出1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、「13億2,917万2千円」で、前年度より「1億6,624万7千円」の減額となっております。

奥原
総務課長

次に、議案第44号をご覧ください。

歳入3款 繰越金は、令和6年度の諸税を支払うための増額です。

歳出3款 諸支出金は、歳入3款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「832万5千円」で、前年度より「19万3千円」の増額となっています。

以上が、令和6年度の歳入歳出予算でございます。

よろしくお願いいいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくをお願いします。

＜進行の声あり＞

お諮りいたします。議案第36号から第44号まで、承認することにご異議ありませんか。

＜異議なしの声＞

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの9件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は議案第45号「令和5年度第2回通常総会の招集について」事務局から説明してください。

奥原
総務課長

それでは、議案書に戻ります。185頁をお開きください。議案第45号「令和5年度第2回 通常総会の招集について」です。186頁をお開きください。2月16日金曜日に沖縄県市町村自治会館において開催を予定しています。

なお、提案する案件は、専決報告事項4件、議決事項26件となっています。以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

なお、総会への出席もよろしくをお願いします。

これで、理事会の議案審議は終了しました。

次に報告事項として、新会館建築計画の現在の状況を事務局より説明します。それでは事務局は説明してください。

＜事務局より説明＞

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくをお願いします。

本部町
平良 武康
町長

現段階での、PPP/PFIの考え方を説明してください。

稲嶺
事務局次長

現段階では、はっきりとした計画はありませんが、ここは場所がよいということで有効利用できるのではないかとのことを業者から話を伺っております。基本構想・基本計画の時に、ある程度の可能性調査をし、実際に提案できる業者を確認していこうと考えていまして、現段階では具体的なものはありません。

議 長

よろしいでしょうか。
次に高良常務理事より「近況報告」があります。
高良常務から説明してください。

＜ 高良常務理事より報告 ＞

議 長

「近況報告」が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

特に無いようですので、これで、理事会の全日程を終了します。

司 会

石嶺理事長、ありがとうございました。
以上をもちまして「令和5年度第2回理事会」を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

大宜味村長

友寄景善

宜野湾市長

松川正則
